

しらのへ 農業委員会 だより

第17号 (通巻第22号)

2013.11 発行

発行 七戸町農業委員会

所在 七戸町字森ノ上131番地4

電話 68-2967(直通)

FAX 68-2486

発行部数 6,100部



七戸町農業後継者の会

(小学生 田植え・稲刈り体験)

去る5月30日、七戸町向田地区において七戸町農業後継者の会(寺澤祐介会長)では七戸小学校・城南小学校5年生の児童を対象に田植え体験を開催しました。

生きることの基本である「食」と、それを支える「農(農業)」について、作物の作付けを通して共同作業することや地域の人々とのふれあいと世代間交流ができた一日となったと思います。

当日は、快晴のもと素足で田植え体験や田植機への乗車体験をしました。秋の稲刈り後には各学校において、餅つきを予定しています。



家族経営協定締結

6月26日に1組の家族が新たに家族経営協定を締結しました。

これで8月末現在の七戸町の累計数は67組となりました。



七戸町 『人・農地プラン』 (地域農業マスタープラン)

七戸町の人・農地プランは、8月26日～27日の2日間、七戸地区・天間林地区の2地区で座談会を開催しました。122名が参加し、話し合った結果を基に検討会・プランの変更をします。

このプランで、平成25年度は2経営体が新規就農者となり青年就農給付金の支援が受けられることになりました。

さらには、規模拡大加算対象者が4経営体、規模拡大加算面積を2.3haとして計画の見直しします。

また、今回の座談会で新規に要望があった事業については、12月～1月において座談会と検討会を開催する予定です。

農地保有合理化事業で有利に規模拡大を！

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、農地保有合理化事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する出し手農家から支援センターが農地を買い入れ（借り入れ）、規模を拡大する受け手農家へ売り渡し（貸し付け）をする事業です。

昨年度、七戸町管内で約19.4haの農地が当事業により所有権の権利移動がされています。契約書類の作成は、支援センターが行い、登記に関する事務は農業委員会が代行して行います。税制面等のメリットもありますので、農地の整理を検討されている方は当事業をご活用ください。

なお、当事業で売買契約が成立したときは、売り手・買い手の双方に売買価格の1%を手数料として負担してもらいます。

また、農地によつては当事業を活用できない場合もありますので、詳細については支援センターまたは農業委員会事務局までご連絡ください。

公益社団法人

あおもり農林業支援センター

☎0177-773-3131

七戸町農業委員会事務局

☎0176-68-2967

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます！

農業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

■対象となる方

農業所得等を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されています。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

－ 農業者年金はメリットいっぱいの制度です －

農業者の老後生活の安定と担い手の確保という政策目的を持つ年金制度です。
農業者年金には下記のように多くのメリットがあります。

■ 少子高齢化時代に強い年金です！

→自分の年金原資を自分で積み立てる、積立方式の確定拠出型年金です。

■ 保険料の額は自由に決められます！

→月額2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択できます。

■ 支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象になります！

■ 80歳までの保証が付いた終身年金です！

詳しくは、農業委員会またはお近くのJAへ

◆ 注意事項 ◆ 経営移譲年金受給者のみなさまへ

経営移譲年金受給者の方は、農地の売買、貸借はできません。
農地が耕作放棄地状態である場合、経営移譲年金が支給停止になる可能性がありますので、十分気をつけてください。

■ 農業に従事されている方は広く加入できます！

→国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない配偶者や後継者など家族従事者も加入できます。

■ 認定農業者など担い手には国庫補助があります！

→一定の要件を満たす認定農業者の方などには、基本保険料月額2万円の最高50%まで段階的に国庫補助（政策支援）を受けることができます。



耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【 事業概要 】

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

【 事業メニュー 】

① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

ア再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）

・定額支援【5万円/10a】（重機を用いて行う場合等【1/2以内等】）

・土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】

イ営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】

ウ経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】

② 施設等の整備への支援

・基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設等の整備【1/2以内等】

・小規模基盤整備【2.5万円/10a】

③ 附帯事業への支援【 定額 】

・広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援

・交付金執行事務：交付事務、地域の農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外(市街化区域は除く)における取組についても支援対象



※本事業は平成25年度で終了しますが、国では来年度以降についても実施する予定としています。

事業活用を検討されている方は、農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

職 員 紹 介



高田博範 次長

4月の人事異動で農業委員会へ配属となりました。法令に基づく業務や農政活動など、地域農業の振興を担う農業委員会の多岐にわたる業務が円滑に進みますよう精一杯努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



松崎恵美子 主査

4月の人事異動で農業委員会事務局へ配属となりました。業務は農地の許認可、農業者年金、全国農業新聞を主に担当しております。

農政に関する業務は初めてで戸惑いもありますが、みなさまのご指導を得ながら精一杯務めさせていただきますと思います。

■ 全国農業新聞を購読してみませんか

(毎週金曜日発行 B3版 8~10頁建 購読料：月 600円[送料込])

◆ 全国農業新聞とは・・・

農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙で、農業者のみならず高い評価を受けています。

「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説されています。

また、多くの読者のみなさまに満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。

全国農業新聞



◆ 購読するには・・・

全国農業新聞は、お住まいの地域の農業委員会事務局で購読申込みを受け付けています。

気軽にお申し込みください。

また、お支払いはJAの口座引落が便利です。



◇ 相続等によって
農地の権利を
取得したときは？

農地の権利を相続等により取得した場合は、農業委員会へその旨を届出なければなりません。

届出を要する方

農地法の許可を要せず
農地の権利を取得した場合（所有権、地上権賃借権など）

届出の時期

権利を取得したことを
知った日から概ね10ヶ月
以内

みえる化



★ 閲覧できます

農業委員会では次に関する事項について閲覧ができます。

- ① 農業委員会総会会議録
- ② 農業委員会の点検評価
目標及びその達成に向けた
活動計画
- ③ 農業委員会活動の
「みえる化」に向けた
「農業委員会活動整理カード」

編集委員長	天間 俊一
編集副委員長	氣田 勉
編集委員	駒嶺 純一
編集委員	高田 武志
編集委員	天間 正大